７月から介護保険料の納付開始

保険料は所得に応じて 11 段階

65 歳以上の方の介護保険料の納め方は、普通徴収と特別徴収の２通りに分かれています。普通徴収の方の納付期間は７月から平成 30 年２月までです。納付が滞ると介護サービスが受けられなくなる場合がありますので、納め忘れのないようお願いします。

介護保険課
☎995-1821

保険料の納め方

第１号被保険者（65 歳以上の方）

７月中旬に介護保険料通知書が届きます。

特別徴収（年金天引き）／年金が年額 18 万円以上の方

普通徴収（納付書・口座振替）／年金が年額 18 万円未満の方

※ 65 歳になった方や、転入した方はしばらくの間、普通徴収になります。

※今年度から、バーコードが印字されている納付書はコンビニで納めることができます。（後期高齢者医療保険料も同様）

第２号被保険者（40 歳～ 65 歳未満の方）

加入している医療保険と合わせて徴収されるため、介護保険課からの通知は届きません。

滞納している保険料がある場合

納期限から１年以上１年６カ月未満の滞納分がある方

サービス費用の全額を自己負担してください。後日、市へ申請することで保険給付分が支払われます。

納期限から１年６カ月以上経過した滞納分がある方

サービス費用の全額を自己負担してください。後日、市へ申請しても保険給付分の一部または全部が差し止めになります。

納期限から２年以上経過した滞納分がある方

滞納期間に応じて、サービス費の自己負担割合が１割負担から３割負担になります。高額介護サービス費が受けられなくなることもあります。

65 歳以上の方の介護保険料段階一覧表（平成 27 年度～ 29 年度）

保険料段階	対象者		率	年間保険料（月額保険料）
第１段階	本人が市民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が市民税非課税でかつ本人の年金収入が 80 万円以下の方	基準額×0.45	26,400 円（2,205 円）
第２段階		世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額×0.625	36,700 円（3,062 円）
第３段階		世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円を超える方	基準額×0.75	44,100 円（3,675 円）
第４段階		世帯課税だが、本人は市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	基準額×0.875	51,400 円（4,287 円）
第５段階〔基準額〕		世帯課税だが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超える方	基準額×1.00	58,800 円（4,900 円）
第６段階	本人が市民税課税	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.125	66,100 円（5,512 円）
第７段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	基準額×1.25	73,500 円（6,125 円）
第８段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	基準額×1.5	88,200 円（7,350 円）
第９段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上 500 万円未満の方	基準額×1.625	95,500 円（7,962 円）
第 10 段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額×1.75	102,900 円（8,575 円）
第 11 段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上の方	基準額×1.875	110,200 円（9,187 円）

※今年度から保険料の段階判定に、現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または、短期譲渡所得の特別控除が適用されます。